■通学路対策箇所図（交差点改良・歩道整備等）

別紙２-②-２
令和７年８月現在

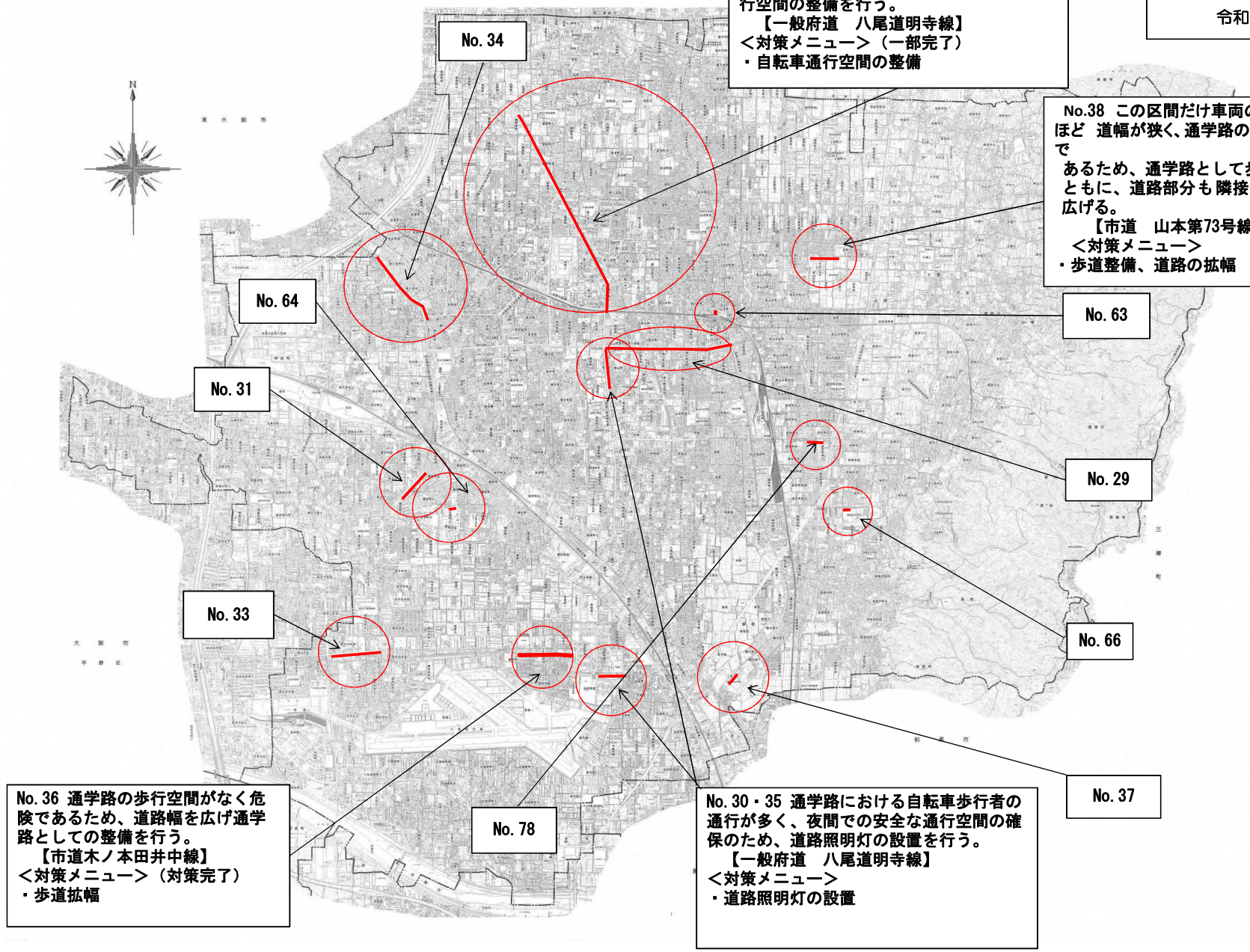

No. 32 通学路における自転車歩行者の通行が多く、危険な状況であるため、自転車通行空間の整備を行う。
【一般府道　八尾道明寺線】
＜対策メニュー＞（一部完了）
・自転車通行空間の整備

No.38 この区間だけ車両の対面通行が難しいほど 道幅が狭く、通学路の歩行空間がなく危険で
あるため、通学路として歩道整備を行うとともに、道路部分も隣接道路と同じ幅員に広げる。
【市道　山本第73号線・高安第46号線】
＜対策メニュー＞
・歩道整備、道路の拡幅

No. 36 通学路の歩行空間がなく危険であるため、道路幅を広げ通学路としての整備を行う。
【市道木ノ本田井中線】
＜対策メニュー＞（対策完了）
・歩道拡幅

No. 30・35 通学路における自転車歩行者の通行が多く、夜間での安全な通行空間の確保のため、道路照明灯の設置を行う。
【一般府道　八尾道明寺線】
＜対策メニュー＞
・道路照明灯の設置